

3 新たな林業に向けた胎動

(1) 森林の多様な機能を支え、原木の安定供給を実現する担い手の育成

これまで述べてきたように、森林がもつ地球温暖化防止をはじめとする多様な機能に対する国民の期待は高まりを見せている。京都議定書による温室効果ガスの削減目標を達成するための森林吸収源対策として森林整備を加速化していくためには、森林整備が計画的に実施されることが重要となっている。このような中、我が国の森林の6割を占める私有林の多くは森林所有者の意向や意欲により森林整備が実施されているが、近年は、森林所有者の高齢化等により林業事業体に施業を委託する傾向が強まっている。このため、今後の森林整備においては、意欲ある林業事業体等の担い手を育成し、施業の受託を進める中で効率的、安定的な林業経営を行い、森林整備を計画的に実行していくことが必要となっている。

また、木材産業においては、世界全体の木材貿易量の増加や原油高から外材輸入を取り巻く状況に不透明さが高まる中、原材料としての国産材を見直す動きが見られている。このことは国産材の需要を拡大する追い風となるものである。林業は、意欲ある担い手を中心となって、これまでの小規模・分散的な原木の供給形態を改善し、高性能林業機械等の稼働効率も考慮しながら受託を通じた集約的な施業を進めていく必要がある。そして効率的な原木の安定供給に向けた取組を推進することにより、木材産業の期待に応えていくことが必要となっている。

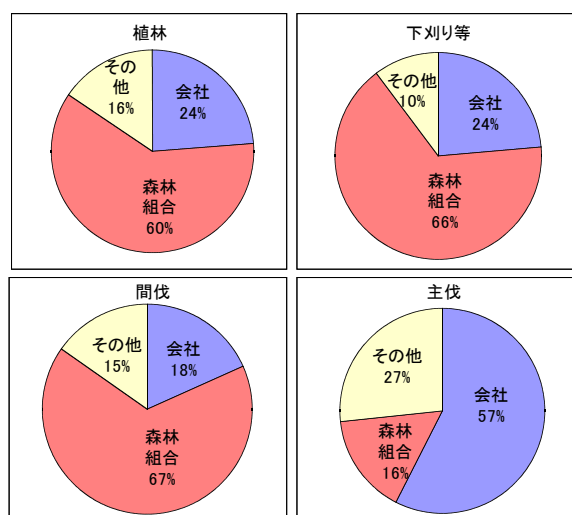
このように、計画的な森林整備を行う上でも、原木の安定供給を実現する上でも、意欲ある林業の担い手が受託により施業の集約化を図りつつ効率的で安定的な林業経営を行っていくことが基本的に重要となっている。このためには、森林所有者に施業を働きかける林業事業体等が各地域で育成されること、この施業の働きかけに必要な森林所有者等の情報や木材産業の計画的な原料調達に必要な原木の供給可能量の情報などが入手しやすい環境が整備されること、まとまりをもった区域において路網の整備と高性能林業機械等を組み合わせた低コストで効率的な作業システム等が実践されることなど、林業事業体等が経営感覚を高めつつ、持続的に原木の安定供給と森林整備を担っていくよう総合的な取組を進めていく必要がある。

(核となる林業事業体等の育成)

我が国の小規模な森林所有形態に起因する森林施業の効率性の低さを克服するためには、森林の経営や管理を森林所有者のみに任せるのではなく、地域の核となる意欲ある担い手へと委託する仕組みを構築することが重要となってきた。

これまで行われてきた施業の受託においては、植林・下刈り等の保育や間伐の約7割を森林組合が受託し、主伐の約6割を素材生産業者が受託するなど、林業事業体によって主に担う分野が異なってきた(図I-17)。また、間伐の中でも、森林組合は実行の7割が切り捨て間伐であり、利用間伐については森林組合以外の事業体が作業を受託する場合も相当量存在する状況にある。

図 I - 17 林業作業の経営形態別の受託面積割合



資料：農林水産省「2005年農林業センサス」

注：会社は、株式会社、有限会社、合名・合資会社等

その他は、森林組合と会社を除く経営形態（地方公共団体、財産区、林業公社、愛林組合、慣行共有、農協等）

今後、林業事業体が、施業の実施時期や方法等についての判断を含め、長期的に施業を所有者から受託し、森林経営を集約的に担っていく上では、伐採からその後の植林に至るまでの作業コストの分析、収支管理などを適切に行うとともに、作業の低コスト化に向け継続的に経営改善に努めていく必要がある。個々の作業の受託を中心として集約化を図っていく場合においても、それは同様である。ま

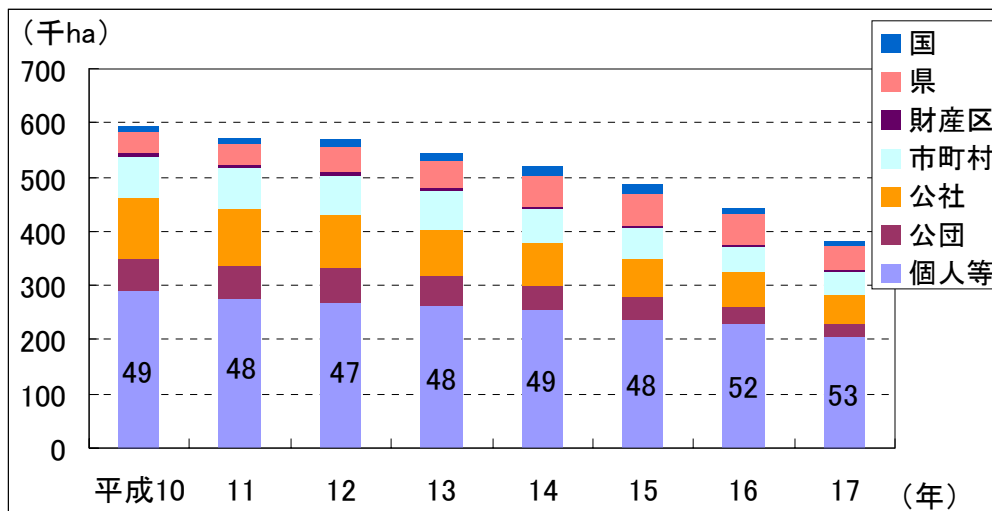
た、林業事業体を中心となって施業を集約化し原木の安定供給に取り組むことは、事業体自身の経営の安定にもつながるものである。

このような地域の核となる林業の担い手については、森林組合が長期的に施業の受託をしたり素材生産業者が作業受託の中心となる場合のほか、森林組合と素材生産業者が相互に連携する場合、製材工場等と素材生産業者等が連携する場合など地域の実態によって多様なケースがみられる。地域における森林組合の作業班や素材生産業者の状況、木材産業の状況などを踏まえ、林業関係者等の経営意識を高めつつ、効率的に安定供給を実現できる事業形態を確立していく必要があり、その育成のための支援を行っていくことが重要である。

【森林組合】

森林組合は、地域の森林所有者等から個々の植林や保育の作業を受託している実績が高いほか、森林所有者の協同組織として長期的に施業を受託する場合もみられ、所有者からの受委託において信頼関係を構築しやすい事業体である。また、森林組合は、地方自治体や公社等の事業も広く請け負っているが、近年、森林所有者からの受委託のウェイトが高まってきている（図 I-18）。農林水産省が平成19年度に実施した「林業経営体の森林施業に関する意向調査」によると、森林組合は、林家が施業や管理を委託する場合の委託先として大変高い期待を寄せられている（第一位で82.5%、複数回答）。森林組合はこれまで利用間伐の実績が相対的に少なかったことから、今後増加する利用間伐を受託する上では、組合員に事業の収支等を明確にして施業を提案する取組を推進するとともに、作業路網の作設を含め効率的に利用間伐を実施するための技術力を向上させていくことが必要である（図 I-19）。

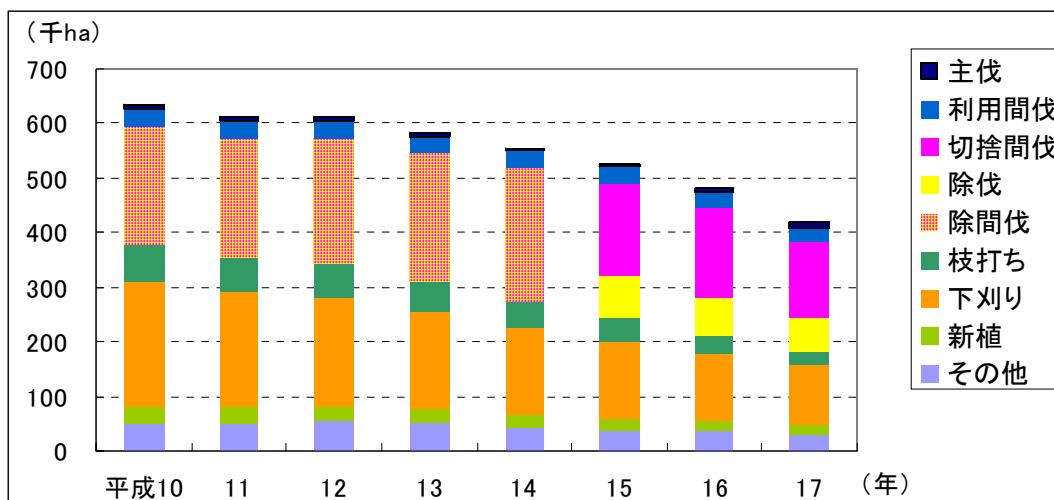
図 I - 18 森林組合における新植と保育の依頼者別内訳



資料：森林組合統計

注：グラフ内の数値は「個人等」の占める割合 (%)

図 I - 19 森林組合における作業種別の施業実施面積



資料：森林組合統計

注：除間伐は除伐と切捨間伐の合計面積（平成14年までは除伐と切捨間伐を区分した統計がないため）

事例 I - 4 提案型集約化施業の推進

施業の集約化を担う森林組合等の林業事業体においては、森林所有者に対し施業の具体的な内容や収支見込み額等を示す施業提案内容を企画する「森林施業プランナー」を早急に育成していく必要がある。このため、施業提案による集約化等で成果を上げている京都府の日吉町森林組合の取組内容を参考とした「森林施業プランナー育成研修」が森林組合等において集中的に行われるとともに、その実践により森林所有者からの受託を受け、提案型集約化施業に取り組む動きが見られ始めている。

提案型集約化施業を担う「森林施業プランナー」の育成状況

北海道ブロック

北海道

東北ブロック

秋田、青森、岩手、山形、宮城

関東ブロック

群馬、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨

中部ブロック

静岡、長野、岐阜、愛知、新潟、富山、石川、福井、山梨

近畿ブロック

三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国・四国ブロック

鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

九州ブロック

熊本、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

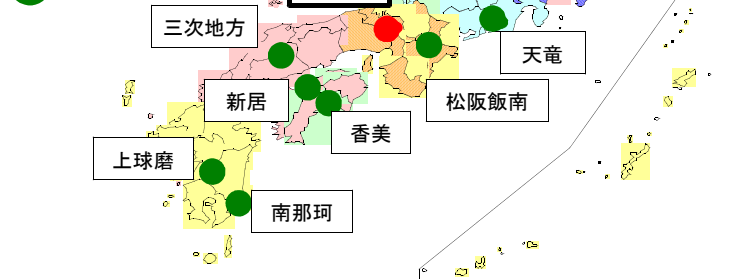
全国を7つに分けたブロック単位で各モデル組合を拠点として「森林施業プランナー」の育成研修を実施。19年度は約150の森林組合等から約200名が研修に参加。

○森林施業プランナー研修への参加者 (単位:人)

	森林組合参加者	オブザーバー	
		都道府県森林組合連合会参加者	都道府県参加者
基礎研修(日吉町森林組合)	134	3	3
地域研修(1回目)(各モデル組合)	204	37	84
地域研修(2回目)(各モデル組合)	198	42	79

(注)原則として3つの研修を1年で履修する。

●:モデル組合



【素材生産業者】

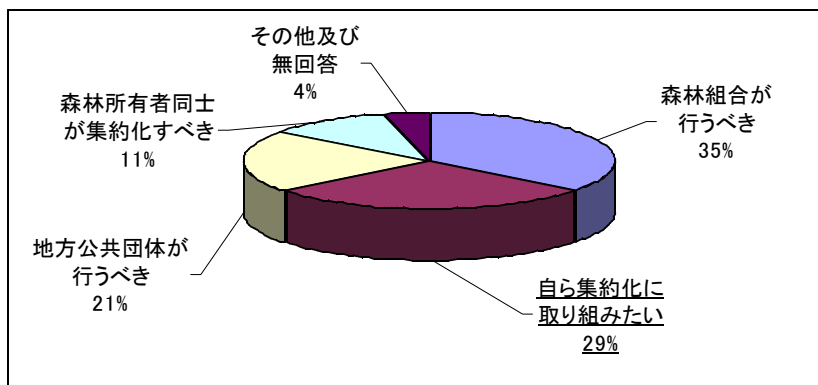
素材生産業者は、これまで伐採業務を多く担ってきており、その後の植林等はその事業体に委ねる場合も多く、また一人親方的な小規模な経営も多い状況にある。その中であっても、素材生産業者を束ねる団体が地域の合板工場への原木供給の仲介をする事例や、意欲ある素材生産業者が積極的に地域の森林施業の集約化に取り組む事例など、素材生産業者が中心となって地域における原木の安定供給に取り組む動きがみられている。

「林業経営体の森林施業に関する意向調査」によると、森林施業の集約化について素材生産業者の3割が「自ら取り組みたい」と回答しているほか、そのうちの5割は「間伐を中心に実施したい」としている（図I-20）。

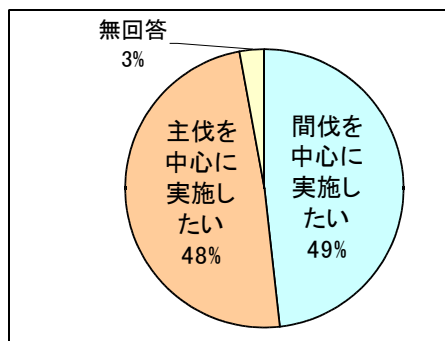
このように意欲ある素材生産業者は、地域における施業集約化の核となる可能性を有している。また、既に、素材生産業者の多くは、森林所有者や森林組合からの作業受託先となっていることから、我が国林業の素材生産のコスト低減を図る上でその体質強化を図っていくことが重要である。

今後は、素材生産業者の作業対象として利用間伐等が中心となっていくと見込まれる中、低コストで効率的な作業の実施に向け一層取り組むとともに、森林について持続的な経営が行われることにも配慮し、安定した事業の運営を目指すことが重要である。素材生産業者の間では特定非営利活動法人を設立し、環境に配慮した素材生産により将来の安定的な経営基盤の確立を目指す取組もみられている。

図I-20 「森林施業の集約化は誰が行うべきか」に対する素材生産業者の考え方



上記で「自ら集約化に取り組みたい」とした者が主に取り組みたいと考える作業



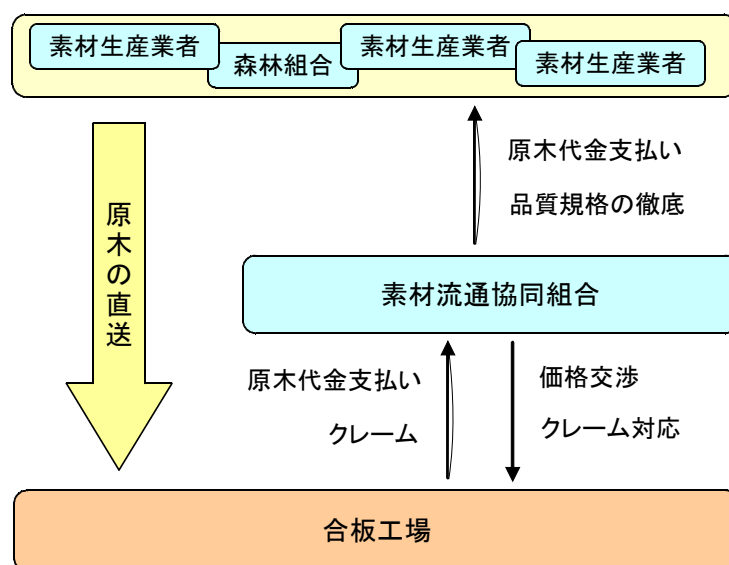
資料：農林水産省「林業経営体の森林施業に関する意向調査」（平成20年1月公表）

注：調査対象は、「2005年農林業センサス」における受託・立木買いにより素材生産を行った林業経営体のうち、素材生産量が1,000m³以上で、かつ地方公共団体及び財産区、森林組合を除くものから調査客体（1,484名）を抽出。回答者数は961名。

事例 I - 5 素材生産業者の団体が安定供給をコーディネートする取組

岩手県のS協同組合は、素材生産業者等24事業体を組合員として平成15年に設立された協同組合であり、組合員を代表して合板工場との間で価格や出荷量の調整等を行っている。

当組合による合板工場への供給量は年々増加しており、平成18年は13万5千m³となり、16年の2倍以上の実績となっている。また、組合員も48事業体に拡大しており、個々の素材生産業者の取組では安定的に一定量を供給していくことが困難な中、組合員を取りまとめて協同出荷することにより、国産材の安定供給を実現している。



事例 I - 6 素材生産業者が集約化を進める取り組み

大分県の林業事業体であるT社は、素材生産事業のほか、植林・保育事業、木材加工事業等を行っている。森林管理の受託にも取り組んでおり、これまで3件、1,150haの森林施業計画を作成している。平成19年度からは、集約化を進めるために森林所有者への働きかけを行う際、施業見積書を活用し、作業内容、必要経費、収支を森林所有者にわかりやすく説明している。また、素材生産においては、路網と高性能林業機械を用いた低コスト化に取り組むとともに、作業班毎に生産性や収支を管理するなどコスト意識の向上に努めている。さらに、伐採木を林道沿いに井桁状に組み自然乾燥する輪掛け乾燥を行うなど、原木の付加価値の向上にも取り組んでいる。



事例 I - 7 環境に配慮した素材生産への取組

平成19年7月に法人化された特定非営利活動法人「ひむか維森の会」は、宮崎県の素材生産業者23社等で構成されており、県産材の普及促進等に取り組む中で環境保全に寄与していくこととしている。県内では素材生産に伴う造林未済地の発生など不適切な施業も一部にみられる中、同会では、原木増産と環境を両立するための対応として、環境に配慮した施業の基準となる「伐採搬出ガイドライン」の作成を進めている。また、「ひむかの旗」を現場に掲げるなど、環境に配慮した取組を行っている。



【製材工場との連携】

大規模な製材工場の中には、自らの原木調達部門が森林所有者と交渉し、買い取った立木の伐採を提携する素材生産業者に委ねる事例がみられるなど、原木の需要者側が自ら主導して安定供給に取り組む動きもみられる。このような形態も原木の安定供給を確立する上で重要な存在となる可能性を有している。

事例 I - 8 製材業者と素材生産業者が連携した取組

福島県のK社は国産材を専門に取り扱う製材業者であり、年間原木消費量が10万 m^3 を超える大型製材工場を稼働させている。K社では、自ら原木調達部門を組織化し立木の買い付けを行っており、原木消費量の約半分は、自らの営業で調達している。

また、K社の伐採作業を請け負う約60の素材生産業者から構成される任意団体が設立されており、構成員の3分の2はK社の請負のみを実行することにより年間の事業量を確保している。さらに、そのうちの12業者による事業協同組合が平成19年に設立されており、機械の購入や共同利用を行っている。

